

岩手県告示第642号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を変更したいので、その旨告示する。

平成25年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 胆沢ダム鳥獣保護区
- 2 区域 奥州市胆沢区地内の国道397号と市道下田市野々線との交点を起点とし、起点から同国道を西に進み民有林3011林班53小班と52小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林3011林班53、54、55、56、58、59、61、62、63、64、65、67及び68と農地の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有林3011林班15-1及び15-2と農地の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国道397号との交点に至り、同点から同国道を西に進み民有林3011林班2-1及び2-2と国有林及び農地の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み国有林52林班た、よ、わ及びびる小班と国有林52林班か、ぬ及びい小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み奥州市胆沢区と衣川区の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林54林班と国有林55林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みシラキリ沢林道との交点に至り、同点から同林道を南に進み防沢林道との交点に至り、同点から同林道を南に進み国有林58林班と国有林60林班の境界との交点に至り、同境界を南に進み国有林58林班と国有林63林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林57林班と国有林63林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林62林班と国有林63林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み前川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北に進み大沢との合流点に至り、同点から同川左岸を西に進み市道谷子沢南前川山線との交点に至り、同点から同市道を北に進み胆沢川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を西に進み大荒沢との合流点に至り、同点から同川左岸を北に進み国道397号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み民有林と国有林119林班及び国有林120林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み尿前林道との交点に至り、同点から同林道を北に進み国有林125林班とタデ沼ホオノキ保存林の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み国有林125林班と国有林133林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み国有林132林班と国有林133林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み駒ヶ岳林道との交点に至り、同点から同林道を南に進み国道397号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道下田市野々線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 平成25年11月1日から平成29年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案
  - (1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、栗駒国立公園内に位置する胆沢ダム湖水面とその周辺で、クリ、コナラ等を主体とする広葉樹林及びスギ、カラマツ等の人工林が広がり、野生鳥獣にとって良好な生息環境となっている。

また、当該区域においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に定める国内希少野生動植物種であり、いわてレッドデータブックに「Aランク（絶滅危惧種）」として掲載されているクマタカの生息が確認されている。

このことから、当該区域に生息する野生鳥獣の一層の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区の区域を拡大して指定するものである。
  - (3) 管理方針 必要に応じて鳥獣の生息状況を調査し、区域内の状況把握に努める。また、農産物被害等の発生状況の把握に努めるとともに、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間 平成25年8月30日から同年9月12日まで
  - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び県南広域振興局保健福祉環境部